

あかしこども財団こどもの居場所づくり事業助成金交付要綱

2018 年(平成 30 年) 5 月 1 日制定

(目的)

第 1 条 この要綱は、明石市内にこども食堂を開設する市民等に対し、こどもの居場所づくり事業助成金（以下「助成金」という。）を交付することで、こどもの居場所づくりを推進することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱における子ども食堂とは、子どもたちが食を通じて地域とふれあい、豊かな人間性や社会性を育むすべての子どもの居場所として開設されるもので、必要に応じて支援が必要な子どもを関係機関につなぐ「気づきの地域拠点」としての機能を有するものをいう。

(助成対象要件)

第 3 条 助成金の交付対象となる者は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 明石市内でこども食堂を開設すること。
- (2) 明石市民が運営に関わっており、代表者、運営スタッフ、その他協力者等の人員を含む体制が一定程度整っていること。
- (3) 概ね月 1 回以上子ども食堂が開催可能であり、自立的、継続的に運営できること。
- (4) 地域への適切な周知がなされ、子どもたちの十分な参加が見込まれること。参加する子どもたちが主に明石市在住であること。
- (5) 子どもたちへの食事の提供以外にプログラムが考えられていること。
- (6) 地域に開かれた運営がなされること。
- (7) 安全面・衛生面について適切な配慮がされていること。
- (8) 子どもたちの情報を適切に管理すること。

2 前項の規定関わらず、次に該当する事業は、助成対象としない。

- (1) 営利を目的とした事業
- (2) 特定の政治的主張の普及を目的とする事業
- (3) 特定の宗教の利害に関する事業
- (4) その他あかし子ども財団理事長（以下「理事長」という。）が不適当と認める事業

(助成金)

第 4 条 助成金の種類は運営助成、特別助成、衛生管理助成とし、金額は別表 1 の内容欄に掲げるものとする。ただし、営業許可を取得し、主に飲食業を営むものについては、別表 2 の内容欄に掲げるものとする。

2 特別助成については、助成後、3 か月を経ずに年度を越える場合、次年度は助成を行わないものとする。

(助成対象経費)

第 5 条 助成の対象となる経費は、こども食堂の開設及び運営に要する経費として、別表 3 の内容欄に掲げるものとする。

(助成の申請)

第6条 助成金を申請する者（以下「申請者」という。）は、下記の書類を提出するものとする。

- (1) こども食堂運営者情報（様式第1号）
- (2) こども食堂計画書（様式第2号）
- (3) こどもの居場所づくり事業助成金申請書兼請求書（様式第3号）
- (4) その他理事長が必要と認める書類

(助成の決定)

第7条 理事長は前条の規定による申請があれば、その内容を審査し、助成金の交付を決定したときは、速やかに申請者に通知するものとする。

2 理事長は前項の決定をする場合において、必要な条件を付することができる。

(助成金の交付)

第8条 理事長は助成金の交付決定がされた場合は申請者に対して、速やかに助成金を交付するものとする。

(事業内容の変更または中止)

第9条 助成金の交付を決定された者（以下「交付決定者」という。）が、事業内容を変更し、または事業を中止する場合には、事前に理事長の承認を得なければならない。

(実施報告)

第10条 交付決定者は毎年4月末日までに、理事長へ下記の書類を提出するものとする。

- (1) 「こども食堂実施報告書」（様式第4号）
- (2) 「こども食堂活動記録」（様式第5号）
- (3) その他理事長が必要と認める書類

(精算)

第11条 前条の報告があった場合、理事長は速やかにその内容を審査した上で、精算を行い、助成金の追加交付が必要な場合はこれを行い、余剰がある場合は返還をさせることができる。

(交付決定の取り消しおよび返還)

第12条 理事長は、交付決定者が次のいずれかに該当するとき、助成金の交付決定の全部または一部を取り消し、助成金を返還させることができる。

- (1) 交付決定者から辞退の申し出があったとき。
- (2) この要綱またはこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けようとしたとき。
- (4) その他理事長が助成金の交付について不適当と認めたとき。

(報告及び調査等)

第13条 理事長は、必要があると認めるときは事業実施者に対して、事業の実施状況について報告を求め、または当該職員に事業の実施状況について調査もしくは質問させることができる。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定めるものとする。

附則

この要綱は、制定の日から施行する。

別表1（第4条1項関係）

助成金の種類	A. 手作りの食事	B. 市販品の提供
運営助成（開催1回につき）	20,000円	10,000円
特別助成（1年度に1回）	50,000円	30,000円
衛生管理助成（食品衛生責任者養成講習会の受講料実費）	8,000円	
1年度の限度額	700,000円	

別表2（第4条1項ただし書き関係）

助成金の種類	A. 手作りの食事	B. 市販品の提供
運営助成（開催1回につき）	10,000円	
特別助成（1年度に1回）	20,000円	
衛生管理助成（食品衛生責任者養成講習会の受講料実費）	—	
1年度の限度額	350,000円	

別表3（第5条関係）

運営助成	食材費、光熱水費、消耗品費、会場使用料、印刷製本費、保険料、報償費、通信費、その他理事長が必要と認める経費
特別助成	備品購入費、その他理事長が必要と認める経費